

平成 2 5 年 3 月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成25年3月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成25年3月11日（月） 午後3時30分開議
- 2 場 所 理事者控室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第33号 市川市立学校に勤務する職員の服務に関する規則の廃止について
議案第34号 市川市立学校等職員服務規程の一部改正について
議案第35号 事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議について
議案第36号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について
 - 6 その他
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第33号 市川市立学校に勤務する職員の服務に関する規則の廃止について
議案第34号 市川市立学校等職員服務規程の一部改正について
議案第35号 事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議について
議案第36号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について
 - 2 その他（1）北方小学校への特別支援学級の開設について
（2）教育実践記録論文表彰について
（3）平成24年度「いちかわ市民アカデミー講座」実施報告について
- 5 出席委員 宇田川 進
五十嵐 笑美子

中村 ふじ江
田中 庸恵

6 欠席委員 内田 茂男

7 出席職員、職・氏名

教育次長	下川 幸次	教育総務部長	津吹 一法
学校教育部長	藤間 博之	生涯学習部長	倉橋 常孝
教育総務部次長	高坂 哲	学校教育部次長	押田 敏郎
生涯学習部次長	千葉 貴一	教育政策課長	大野 英也
人事福利担当室長	竹中 秀成	就学支援課長	伊藤 三郎
教育施設課長	金子 登志夫	義務教育課長	赤石 欣弥
指導課長	平山 健次	保健体育課長	水嶋 雅
教育センター所長	山元 幸恵	生涯学習振興課長	丸山 賢治
地域教育課長	鈴木 栄司	青少年育成課長	安部 幸弘
公民館センター長	秋本 賢一	中央図書館長	松本 雅貴
自然博物館長	宮田 明吉		

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	水越 英明
〃	主 幹	福田 修
〃	副主幹	近藤 孝子
〃	副主幹	宮内由美子
〃	副主幹	岡田 靖弘
〃	主 査	吉成 悟

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成25年3月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、五十嵐委員、中村委員を指名いたします。ここで議事を追加いたします。学校教育部より緊急に報告事項が提出されましたので、最初にこれを議題といたします。中学生による暴力事件についてを報告してください。

○ 学校教育部長

このたび教育委員会の皆様に提供しました事件の情報につきまして、所管部署での不手際のために誤りがございました。大変申しわけございませんでした。市会議員の皆様にも同様に提供しており、議長を初め環境文教委員の皆様からも厳しく指導を受けたところでございます。原因は、あつてはならない担当部署での情報確認不足であり、再発防止に向けて取り組んでまいりたいと思っております。本当に申しわけございませんでした。それでは、事前に情報を提供させていただいておりますので、訂正箇所について、お手元の資料に沿って補足しながら説明させていただきたいと思います。訂正点の1点目といたしまして、事件の1概要(4)の加害者の部分に該当する生徒が1名欠落しておりました。これは、赤で追記してございます□□中学校3年男子生徒1名Cでございます。このことから、2事故発生時の状況にも訂正を加えさせていただきました。具体的には、加害生徒が呼び出されたときには、当該校〇〇中学校2年生5名（後に加害者となる4名の男子と傍観者となる女子1名）と、他校▲▲中学校3年生徒1名（加害者）及び□□中学校3年生徒1名（加害者）が追加となっておりますけれども、合わせて8名がおります。公園に移動後、被害生徒が他の生徒に話した加害者に関する事柄をめぐって暴行を受けております。さらに別の公園に移動したところ、そこに□□中学校3年生徒2名がおり、傍観する中で暴行が続けられました。したがって、直接手を加えた加害者は6名で、傍観者が4名となっております。市川警察署で事情聴取されましたのは、加害者と傍観者合わせて10名でございます。なお、傍観者についてもわかりにくい表記であったため、訂正と同時に加筆させていただきました。なお、事件発生後の学校の主な対応と、先週の3月6日緊急保護者会が〇〇中学校で開催されておりますので、そのときの概要と様子につきまして、指導課長より報告させていただきます。

○ 指導課長

それでは、10月20日の事件発生後の学校及び担当部署の対応について説明させていただきます。10月22日に学校は指導課に事件の一報を入れるとともに

に、加害生徒からの事情聴取、被害生徒への見舞い、けがの程度、暴行の状況についての聴取等を行いました。10月24日、被害生徒保護者から市川警察署に被害届が提出されました。その後、加害生徒に対し警察から事情聴取が行われ、また、保護者には事情聴取及び指導が行われました。学校も警察に出向き、加害生徒の学校での状況を報告し、パトロールを含めた指導を依頼しました。また、被害生徒保護者に対しては連絡や面談を行うとともに、被害生徒に対しては担任による面談、カウンセラーによるカウンセリングなどを実施し、保護者にその様子も伝えてきております。さらに、被害生徒と加害生徒の間で個別に謝罪会を設けるとともに、加害生徒保護者が被害生徒保護者宅へ出向き謝罪をしております。その後、被害生徒保護者から保護者会開催について問い合わせがありましたが、校長は、謝罪会も終了し、被害生徒も落ちついて学校生活を送っている、開催することで加害生徒の動きも懸念されるので、被害生徒を守ることを第一に考え、開催はしないほうがよいと考える旨の回答をいたしました。担当部署といたしましては、事件発生後、担当者が学校を訪問し、被害生徒が10月24日以降、毎日元気に登校していることを確認するとともに、校内を参観し、加害生徒も少しずつ落ちついて生活していること等を確認し、さらに、警察との連携、学校の指導体制等について指導を行ってまいりました。このことから、担当部署といたしましても、今後も経過を見守る方針をとってまいった次第でございます。その後、12月下旬から市教育委員会、市長、県教育委員会、文部科学省宛に立て続けに匿名の情報提供がありました。内容は、加害生徒保護者への批判や、これまでの学校や市教委の対応に対する批判等でございます。こうした状況を受けまして、学校に対しまして担当部署として早目の保護者会開催が望ましい旨を指導いたしました。校長に聴取したところ、これまでの対応と現在の当該生徒の状況、さらに今後の予定として学校長懇談会の開催と、その中で要望が多い場合には保護者会の開催を予定している旨の説明があり、担当部署といたしまして学校の方針を理解いたしました。その後、2月には県の教育委員会から聴取があり、これまでの学校、担当部署の対応について説明をいたしまして、一定の理解をいただき、あわせて指導助言をいただいたところでございます。続いて、3月4日に県庁記者クラブに匿名の情報提供があり、数社の新聞社からこの件についての問い合わせが私どもに寄せられました。3月5日にそのうちの1社に記事が掲載された次第でございます。学校は既に2月中に1、2年生の学年末保護者会において、本件についての説明を行う旨を保護者宛に通知しておりました。しかし、新聞記事が掲載されたことによりまして、保護者に不安や誤解を招くおそれもあり、事実を正しくお伝えすることが第一と考え、予定を早めて3月6日に3年生保護者も含め、緊急保護者会を開催したところでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、何か質問はございませんか。

○ 五十嵐委員

けがをした子どもは、学校に通っているということだったのですけれども、その後の様子はどうか。あわせて、けがをさせた子のほうはどうか。両方どうかかなと心配です。それから、もう1つ、10月なのに今ということで、市川市は割とオープンなのに、何カ月かたって今新聞に出るということはちょっと不信感を抱きます。隠すつもりはなかったけれども、そう捉えられても仕方がない。今の指導課長のお話を聞くと、いろいろ経過があったとは思っております。その辺を知って驚いたということがあるので、その辺のところの様子も教えていただきたいと思います。

○ 指導課長

それでは、初めに被害を受けた生徒の様子でございますが、事件後、10月24日から、これまでと同様に登校しております。その後のカウンセラーとの面談では、事件以後、加害者たちとは距離をとっておりまして、かかわってはいないと報告を受けております。また、眠れないことはないかということに対して、特にはない、今のまま過ごせたらいい、やりたいことは今やれているので、このままでいたいとカウンセラーに話しているそうです。そのように報告を受けております。

○ 五十嵐委員

プライバシーに関することからいろいろお答えにくいことは十分承知の上でお尋ねしています。

○ 指導課長

それから、加害生徒でございますが、14歳以上と未満で対応が異なります。14歳になっておりました生徒には家庭裁判所で審判が行われる。14歳未満につきましては児童相談所に通告がされて、それぞれ指導を受けております。その後の様子ですが、登校している生徒もあれば、なかなか登校できない生徒もいることが実情でございます。しかし、全体としては少しずつ改善の方向に向かっていると学校から報告を受けております。それから、なぜ10月の事件がこの時期に新聞に出るようになってしまったかということでございますが、御指摘の点につきましては、一部には学校、教育委員会が隠していた、隠蔽ではないかと危惧される方も正直いらっしゃいました。情報を公開するということは大切なことと受けとめてはおります。しかしながら、先ほど御説明いたしましたように、校長先生が被害生徒が安心して学校生活を送れるということを第一に考えたい、被害生徒、加害生徒の個人情報を守護するという点、警察とか児童相談所等の調査の過程でありますので守秘義務があるというところを総合的に判断いたしまして、これまで公表はしなかった、学校のそういう方針に理解をしてきたところでございます。

○ 中村委員

先ほど緊急保護者会が開かれたということでしたけれども、そこではどのような質問などがあったのでしょうか。

○ 指導課長

主な質疑でよろしいでしょうか。今、委員さんから御質問がありましたような昨年10月の件を、新聞に出る出ないにかかわらず早い時期に保護者会を開くべきではなかったか、あるいは、保護者の教育が必要だと思うが、加害者の保護者は今回の件をどう考えているのか、きょう緊急の保護者会で担任から開催することについて話があったが、話し方が学級に差があったようなので、どの学級でも統一した話ができるようにしてほしいという要望がありました。また、これまでの何人かの意見を聞いていると、学校の責任を迫及している声もあるけれども、基本は家庭でのしつけではないかという御意見もございました。それにつきまして、校長、教頭、担当の教員からそれぞれ回答がありました。

○ 中村委員

加害者、被害者の生徒以外の在校生たちは、この件について同じような説明を学校から受けたりということはあったのでしょうか。担任の先生によって話が違ったりということになると、子どももいろいろと捉え方が違ったりとかあると思います。

○ 指導課長

記録が今探せないものですから、申しわけございません。

○ 中村委員

それにかかわっていない生徒たちの今の学校の様子は落ちついた状況でみんな生活しているのかどうか。

○ 指導課長

先ほども少しお話しいたしましたが、一般の生徒たちは全く問題なく落ちついて学習、生活を送っていると校長から報告を受けております。実際、指導課の担当が、これまで3回ほど学校を訪問しまして、常に校内も見回っております。本当に落ちついた状況で生活をしていると報告を受けております。

○ 五十嵐委員

児相と家裁預かりで、それは今も継続しているのでしょうか。

○ 指導課長

家庭裁判所の審判は今月中には出る見通しだということは聞いております。現在、指導中で、児童相談所につきましても、本人、また保護者が呼ばれていろいろ指導をされている。継続中でございます。

○ 五十嵐委員

中3の生徒がいるので、あと1週間もなく卒業というと、保護者に対して、本人に対しても支援できなくなるのではないかと思います。残る子に対

しては指導とか連携を組みながらいろいろ修復できるかと思っています。

○ 宇田川委員長

他にないようですので、次に議案に入ります。議案第33号 市川市立学校に勤務する職員の服務に関する規則の廃止について及び議案第34号 市川市立学校等職員服務規程の一部改正についての両議案は、関連のある議案ですので、提案理由を一括して説明してください。

○ 人事・福利担当室長

説明におきましては、市川市立学校に勤務する職員の服務に関する規則を服務規則、市川市立学校等職員服務規程を服務規程とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。別紙資料をごらんください。これまで学校に勤務する市費負担職員の服務は、服務規則と服務規程にそれぞれ分けて規定されておりました。しかしながら、2つに分けて規定する積極的な利益はなく、一括して規定するほうがわかりやすいこと、また、職員の服務など内部的な命令は訓令で定めるのが通例でありますことから、特別休暇の承認権者の見直しを契機に改正するものでございます。現場の長のほうが実態に即した可否の審査ができるもの、休暇の原因を的確に把握でき性質が軽易なものにつきましては、速やかな承認が可能となる校長決裁にするものです。例えば交通機関事故などにより通勤に支障が出ます交通機関事故、交通遮断、子どもの急な発熱などに対応するための子の看護などがそれでございます。その他のものは市長部局との均衡を図り、校長が審査した後、教育委員会決裁とするものです。例といたしまして、分娩休暇、職員が生後3年に達しない子を育てるときの休暇などがそれに当たります。服務規則見直し後の規定内容を服務規程で定めることによりまして、服務規則を廃止いたしまして、服務規程を市川市立学校職員服務規程といたしまして、施行期日を平成25年4月1日とするものでございます。重複いたしますが、議事日程により詳しく御説明いたします。改めまして、議事日程の1ページをごらんください。まず、服務規則を廃止し服務規程の一部を改正することといたしました理由でございます。現在、学校に勤務する用務員などの本市が給与を支給する市費負担職員の特別休暇につきましては、婚姻、忌引きなど、その原因を校長において的確に把握できるものにつきまして、服務管理上、任命権者の承認によらずとも校長が承認することとして問題がないほか、実態に即した可否の審査及び速やかな承認が可能となるため、服務規則におきまして校長が承認することとしております。これまで夏季休暇などの特別休暇が追加されておりますが、その特別休暇を校長が承認することとするか否かの検討を行っておりませんでした。そこで、今回、教育委員会事務局等の職員の状況等を踏まえ、校長が承認する特別休暇を見直す必要があるものでございます。また、学校に勤務する市費負担職員の服務につきましては、現在、服務規則、服務規程に分けて規定をしておりますが、その2つに分けて規定する積極的

益はなく、一括して規定するほうがわかりやすいことに加えまして、職員の服務など内部的な命令につきましては、内部的な事務運営等について指揮監督するために職員に対して発する命令であるところの訓令で定めることが通例とされているところでございます。そこで、今回、校長が承認する特別休暇の見直しを契機といたしまして、その見直し後の服務規則の規定内容を服務規程において定めることとし、服務規則を廃止し服務規程の一部を改正するという必要があるものでございます。それでは、まず服務規則の廃止内容について御説明いたします。議事日程の２ページをごらんください。こちらは服務規則の廃止について定めるものでございます。先ほど改正理由で申し上げましたとおり、今回、服務規則で定める校長が承認する特別休暇の見直しを契機といたしまして、その見直し後の服務規則の規定内容を服務規程において定めることにより、服務規則は不要となりますことから、これを廃止するものでございます。次に施行期日でございますが、この規則の廃止日を定めてございます。今回、廃止の契機となりました校長が承認する特別休暇の見直しにつきましては、後ほど御説明いたします服務規程の一部改正を経まして、平成25年度から実施いたしますことから、服務規則は平成24年度をもって廃止するものでございます。続きまして、服務規程の主な改正内容について御説明いたします。議事日程の７ページ、新旧対照表をごらんください。改正後の題名をごらんください。この服務規程におきましては、市立幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する職員の服務について規定しております。これまで小、中、特別支援学校を学校として区分し、幼稚園は学校とは異なるものとして捉えておりましたことから、題名を「市川市立学校等」としておりました。しかしながら、学校教育法における学校の定義におきましては、幼稚園も学校に含まれており、幼稚園を「市川市立学校等」の「等」として表現する必要はないところでございます。したがって、「市川市立学校等」の「等」を削るものでございます。続きまして、改正後の目次をごらんください。この服務規程におきましては、市立学校に勤務する教員などの千葉県が給与を負担する県費負担教職員及び用務員などの本市が給与を支給する市費負担職員の服務につきまして規定しております。この県費負担教職員と市費負担職員の服務につきましては、取り扱いが異なりますことから、これらを明確に区分して規定する必要がありますことに加え、服務規程を閲覧する際の検索に資することを目的といたしまして、県費負担教職員と市費負担職員に関する規定内容を章で区分することとしたので、その目次を加えるものでございます。なお、ただいまごらんいただいております目次の下部に第１章総則とありますように、該当する規定内容の前に章名を付しております。続きまして、８ページの改正後の第３章をごらんください。今回、校長が承認する特別休暇の見直し後の服務規則の規定内容を服務規程において定めるものでございます。校長が承認する

る特別休暇の見直しを契機に、現在、服務規則で定めております市費負担職員の週休日の割振等、時間外勤務命令等及び休暇並びに育児休業、履歴事項の変更及び退職の手続を加えるものでございます。そして、今回の改正の契機となりました校長が承認する市費負担職員の特別休暇の見直しでございますが、改正後の第24条第4項及び第5項でございます。第4項におきまして、校長が承認する特別休暇の種類を示した上、第5項におきまして校長が承認する旨を定めてございます。この第4項の校長が承認する特別休暇の種類につきましては、職員の特別休暇の基準を定める市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定を運用して規定せざるを得ないため、一見して明らかではございませんが、2つの基本的な方針のもとに見直した上で規定いたしております。まず、1点目は、現在、教育委員会が承認することとしております特別休暇のうち、原因を校長において的確に把握でき、かつ性質が軽易なものは校長が承認することといたしました。具体的には、交通機関事故、交通遮断、男性の育児参加、子の看護、夏季における盆等の諸行事、短期介護及びリフレッシュを原因とする特別休暇を校長が承認する特別休暇に加えるものでございます。次に2点目は、現在、校長が承認することとしている特別休暇のうち、引き続き育児休業等に移行する可能性のあるものにつきましては、育児休業等の承認を教育委員会が行うこととの関係上、教育委員会において早期に把握する必要がございますことから、教育委員会が承認することといたしました。具体的には、分娩及び職員が生後3年に達しない子を育てるときを原因とする特別休暇を校長が承認する特別休暇から削除するものでございます。なお、この見直しによりまして、21ある特別休暇のうち校長が承認するものは、現在の8から12に増加することとなります。最後に、施行期日について御説明いたします。議事日程の6ページ、改正文の附則をごらんください。この規程による改正後の服務規程の適用日について定めるものでございます。今回の改正の契機となりました校長が承認する特別休暇の見直しは、平成25年度から実施いたしますことから、平成25年4月1日をこの規程の施行期日とするものでございます。以上、市川市立学校に勤務する職員の服務に関する規則の廃止及び市川市立学校等職員服務規程の一部改正につきまして御説明をさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 五十・委員

職員の服務など内部的な命令は訓令で定めるのが普通で、訓令はどのような形であられるものですか。

○ 人事・福利担当室長

訓令とは、地方自治法第154条の規定に基づきまして、地方公共団体の長が

その補助機関である職員に対しまして内部的な事務運営等について指揮監督するために発する命令をいいます。告示が広く一般外部に対して周知するためのものであるのに対しまして、訓令は組織の内部に対して発せられるものであるという違いがございます。

○ 五十嵐委員

学校だったら校務分掌とか、そういうことになるということですか。

○ 教育政策課長

自治体が決めているものについては、条例、その下に規則というものがありまして、法律を受けて条例等をつくるのですけれども、その条例、規則に対して内部的な事務を規定するもので、訓令がございます。訓令の中の規程ということで、今回、服務規程として定めるということでございます。内部的な縛りを定めることが訓令の場合は多いということでございます。ですから、条例、規則が対住民的なものが多いとことに対して内部の決まりを規定するということです。

○ 宇田川委員長

外に質疑がないようですので、順次採決いたします。議案第33号 市川市立学校に勤務する職員の服務に関する規則の廃止についてを採決いたします。御異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第34号 市川市立学校等職員服務規程の一部改正についてを採決いたします。御異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第35号 事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 人事・福利担当室長

議事日程の10ページをごらんください。現在、事務局といたしましては、平成25年度の事務局の組織につきまして、学校教育部義務教育課に学校安全安心対策担当室を、生涯学習部に社会教育課及び自然学習課をそれぞれ新設する予定でございます。本議案は、教育委員会等は、その権限に属する事務局等の課またはこれに準ずる組織の新設に関する事項について、当該委員会等の規則その他の規程を定め、または変更しようとする場合においては、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない旨を定めており

ます地方自治法第180条の4第2項の規定に基づき、ただいま御説明いたしました教育委員会事務局の組織の新設をする教育委員会規則等の改正に当たり、市長と協議する必要があるため提案するものでございます。それでは、議事日程の11ページをごらんください。ごらんいただいております文書は、地方自治法第180条の4第2項の規定に基づく組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議の申入書でございます。今回、協議を申し入れる内容につきましては、1ないし3に記載しておりますので、順次御説明いたします。まず、1でございますが、組織の新設に当たり改正を要する教育委員会規則等を記載しております。改正を要します規則等は、組織の設置について規定しております市川市教育委員会事務局設置並びに組織規則及び教育委員会における事務処理について規定しております市川市教育委員会事務局決裁規程でございます。続きまして、2でございますが、規則等の改正理由について記載しております。現在、学校教育部義務教育課におきましては、いじめ問題や保護者からの要望などの学校単位では解決が困難な事案について、その解決に向けた指導や助言を行っておりますが、その事務は、学校が本来の学校教育や生活指導などの業務にエネルギーを傾注できるようにするため特に重要で、迅速に処理する必要があることから、同課に担当室を設置する必要があるものでございます。また、生涯学習部におきまして、効率的かつ機能的な行政体制を整備するため、同部の組織を改める必要があるものでございます。続きまして、3でございますが、規則等の改正内容について記載しております。ただいま御説明いたしました理由に基づき、学校教育部義務教育課に学校安全安心対策担当室を設置いたしますとともに、生涯学習部において、事務分掌の移管を行った上、地域教育課及び公民館センターを廃止し、社会教育課及び自然学習課を設置するものでございます。最後に、4でございますが、規則等の施行期日について記載しております。平成25年度より組織を新設いたしますことから、同年4月1日を施行期日とするものでございます。それでは、議事日程の12ページをごらんください。ごらんいただいております文書は、市長との協議を経た後に締結いたします地方自治法第180条の4第2項の規定に基づく教育委員会事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する合意書でございます。本日、本件協議の申し入れにつきまして、原案どおり可決いただいた場合には、速やかに市長との協議に入らせていただきます。その後、本件協議の申し入れのとおり、市長の承諾が得られた場合には、その内容を証する本合意書を市長と締結しようとするものでございます。なお、この合意書の締結後、その内容に従い、規則等の改正を行う予定でございます。以上、事務局の組織の新設に係る教育委員会規則等の改正に関する協議につきまして御説明をさせていただきました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。この別資料の説明ですか。

○ 人事・福利担当室長

さようでございます。

○ 宇田川委員長

わかりました。外に質疑がないようですので、議案第35号を採決いたします。御異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第36号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 人事・福利担当室長

議事日程の13ページをごらんください。本議案は、教育委員会はその権限に属する事務の一部を地方公共団体の長と協議して、その補助機関である職員等をして補助執行させることができる旨を定めております地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を権限の配分に変更を加えることなく市長部局の職員に処理させる補助執行につきまして、市長と協議するため提案するものでございます。議事日程の14ページをごらんください。ごらんいただいております文書は、地方自治法第180条の7の規定に基づく補助執行に関する協議の申入書でございます。今回協議を申し入れる内容につきましては、1ないし3に記載しておりますので、順次御説明いたします。まず1でございますが、補助執行の変更について記載しております。現在、教育委員会は地方自治法第180条の7の規定に基づきまして、教育委員会の権限に属する映像文化センターの管理に関する事務及び視聴覚教育及び視聴覚資料に関する事務を市長部局の文化国際部長、同部次長及び同部映像文化センターの職員に補助執行させております。市長は、平成25年4月1日以後、映像文化センター所長の職を課長相当職から主幹相当職に変更することに伴いまして、映像文化センターの使用許可等の事務につきましては、同センターを所管する文化振興課長に行わせることとするのでございます。したがって、現在補助執行させている事務を文化振興課長にも補助執行させる必要がございますことから、補助執行させる職員に同課長を加えようとするものでございます。続きまして、2でございますが、補助執行の解除について記載しております。市長は、市川市映像文化センターを廃止し、市川市文学ミュージアムを設置する市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を同年2月市議会定例会に提案しており、その議案が可決されますと、公布の日から5月

を超えない範囲内において規則で定める日に映像文化センターは廃止され、映像文化センターの管理に関する事務そのものがなくなりますことから、その事務の補助執行をさせる必要がなくなるということです。また、視聴覚教育及び視聴覚資料に関する事務につきましては、生涯学習部において処理することといたしますことから、その事務の補助執行をさせる必要もなくなるということです。したがって、映像文化センターの管理に関する事務及び視聴覚教育及び視聴覚資料に関する事務の補助執行を解除しようとするものでございます。続きまして、3でございますが、補助執行の変更及び解除の実施日について記載しております。まず、1の補助執行の変更の実施日につきましては、平成25年度から映像文化センターの使用許可等を文化振興課長に行わせることから、平成25年4月1日としております。また、2の補助執行の解除の実施日につきましては、映像文化センターを廃止し文学ミュージアムを設置する市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日に合わせ、同日としております。それでは、議事日程の15ページをごらんください。ごらんいただいております文書は、市長との協議を経た後に締結いたします地方自治法第180条の7の規定に基づく補助執行に関する合意書でございます。本日、本件協議の申し入れにつきまして、原案どおり可決いただいた場合には、市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の可決後、速やかに市長との協議に入らせていただきます。その後、本件協議の申し入れのとおり、市長の承諾が得られました場合には、その内容を証する本合意書を市長と締結しようとするものでございます。なお、この合意書の締結後、その内容に従い、教育委員会の権限に属する事務の補助執行について定めております市川市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する予定でございます。以上、教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議につきまして御説明をさせていただきました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第36号を採決いたします。御異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入ります。(1)北方小学校への特別支援学級の開設について説明してください。

○ 義務教育課長

資料は16ページと17ページでございます。これまでも障害のある子どもた

ちの教育環境の整備に努めてまいりましたが、このたび平成25年4月より市内北東部の北方小学校に知的障害特別支援学級を開設することとなりました。本地域はこれまで知的障害特別支援学級が開設されておらず、障害のある子どもたちは、それぞれ若宮小、大柏小、百合台小などに分かれて通学しておりました。なお、新たに在籍する児童でございますが、現在、大柏小学校に通学している3名が入級を希望しております。また、教室等につきましては、もともと普通教室であったことからエアコンが設置されており、大きな改修は必要ございません。なお、この間、トレイ改修や蛍光灯カバーの設置、さらに今後は資料にございますような階段への手すりの取り付けを行うとともに、備品等の搬入を行い、年度内には子どもたちを迎え入れる準備が整う予定でございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございます。次に(2)教育実践記録論文表彰について説明してください。

○ 教育センター所長

18ページ、その他(2)をごらんください。今年度も教育実践記録論文募集事業を実施いたしましたところ、市内教職員より一般部門に16編、フレッシュ部門に6編の応募がございました。東京学芸大学教授、大熊 徹様や教育委員の五十嵐芙美子様を初めとする審査員の方々に厳正なる審査をお願いしました結果、一覧のと通りの審査結果となっております。2月5日にはグリーンスタジオにおきまして表彰式及び最優秀論文の発表会も実施しております。なお、教育実践記録論文「いぶき」を今月末に発行し、その後、各論文を教職員向けデータベースに掲載する予定となっております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございます。

○ 五十嵐委員

応募数がふえた陰の努力はあるのですか。

○ 教育センター所長

積極的に校長会等をお願いするとともに、以前お話しさせていただきましたとおり、教育会館維持財団より奨励金が支給されることになった等が考えられております。

○ 宇田川委員長

次に(3)平成24年度いちかわ市民アカデミー講座実施報告について説明してください。

○ 生涯学習振興課長

議事日程の最後のページ、19ページをお願いいたします。概要については1番に概要として書いてありますけれども、市内の3大学にお願いして、そ

それぞれの大学の中で市民の皆さんに年間10回の勉強をしていただくという内容でございます。先日、平成25年2月2日の昭和学院短期大学、2月9日に和洋女子大学、2月16日に千葉商科大学、以上3大学で実施されました市民アカデミー講座の閉講式をもちまして、本年度全てのいちかわ市民アカデミー講座が終了いたしました。今年度の実施結果につきましては、3の表のとおりでございます。応募者が228名のうち受講者は210名、年間10回の講座で、延べ受講者数が1,540名、出席率にしますと73.3%になります。8回以上出席された受講者には修了証を交付しているわけですが、3大学合わせて136名の方が修了証を受け取ることができた。率にしますと65%になります。講座受講者の平均年齢が68歳ということから、それぞれの体調等もございますが、これらの数字から見ても、年齢層の高い市民の方の学習意欲の高さ、熱心さがはかれるものであり、この講座が生涯学習事業として既に市民にかなりの割合で定着してきているものと考えております。講座内容につきましては、この市民アカデミー講座の最大の目的でございます受講者の学習成果を地域活動に生かすという点から、各大学ともそれぞれ特色のある生活に身近なテーマを考えていただいて開講しております。また、新しい知識を習得し、広く仲間づくりを図るきっかけづくりとして、大学によりましては講座内容を座学のみにとどめず、グループ編制による実習実技ですとか、実際に野外を歩いてフィールドワークをしていただいて見聞を深めるもの、さらには閉講式終了後に懇親会を開催するなどして講師や受講者同士の意見及び情報交換等の場を提供しております。今後も3大学と協議をしながら、受講者定員の拡大を含めまして受け入れ体制及び内容の充実を図れるように努力していきたいと考えております。報告は以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。以上で本日の議事は全て終了いたしました。皆様から何かございますか。

○ 指導課長

先ほど市内中学生の暴行事件の説明の中で、中村委員から御質問がございました。私、手元に資料がございませんでしたので、お答えできませんでした。申しわけございません。担当に確認ができましたので、お答えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○ 宇田川委員長

よろしくお願いします。

○ 指導課長

2点ございまして、1点目は、他の生徒への説明はいつするのか、2点目は、どのような形で行われるのかということでございましたが、3月6日に1年生と2年生、3月7日に3年生、それぞれが卒業式練習を含めた学年集会という形で行われたと報告がございました。以上でございます。

- 宇田川委員長
よろしいでしょうか。
- 中村委員
はい。
- 宇田川委員長
ほかにございますか。
- 他の委員
ございません。
- 宇田川委員長
それでは、これをもちまして平成25年3月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時35分閉会)

署 名 委 員

委 員 長

宇田川 進

委 員

五十嵐 美子

委 員

中村 ふじ江